

日本子どもNPOセンターの基本方針を考える

理事会に向けての代表理事 新澤誠治案

新しい子育て、子育て支援のシステム創造

既存の保育園、幼稚園の基本骨格としながら、子育ての第3の勢力として、地域の中で市民の参加による新しい子育て、子育ての支援システム構築していく。

1 子どもの危機の時代一次世代育成の基本的な課題

社会問題になり、保育園、幼稚園でも大きな課題となっているキレル、アレル、気にかかる子どもの増加 家庭の崩壊 思春期の事件 乳幼児期の問題という自覚

要因は複合的で児童の生活、福祉、教育、家庭、地域、労働、文化と構造的に起きている

<社会的な要因> ○ 豊かな社会 核家族化 少子化 無機質化 ○近代化 高度経済成長が生み出したもの 企業責任—拠出金を納めてもいい ○家庭での孤立化 人間関係の希薄化 つながり ぬくもりの薄れ ○学び合い 助け合い 支え合いの希薄化

<教育・文化的要因> ○メディアの家庭内の進行 仮想体験 現実体験の希薄化 ○知育偏重の中で育っている 競争の原理 受験戦争 不安先取り症候群 ○子ども期の喪失

<意識、心理的な面> ○親、子どもの社会性、情緒面の未成熟 ○権利意識 国依存 地域の中での相互性、参画意識の欠如

2 求められる新しい子育て 子育て支援システム

(1) 子育て支援の基地としての保育園

—保育園・幼稚園の限界性とこれからも期待され大きな役割—

(1) 保育園の経営、制度の根幹を保持しながらの新しい保育システムの構築

(2) 新たな子育ての支援お担い手としての「子どもNPO」

(3) 子育て支援の担い手の育成と配置

3 保育園のもつ特性の自覚と時代に呼応した体質改善

乳児保育に使いすぎ 公立保育園の保育サービスの低下等の問題があるが、本来、保育園は大きな働きをし、日本の保育制度の根幹は大切にしてほしい

保育園の特質・・<すぐれた環境> ○子どもの遊び、生活の環境 整えられた保育室 園庭 <子どもの集団> ○多様な子ども ○異年齢の関係 ○親同士の関係

<保育の専門性> ○保育士 栄養士 看護婦の総合性○今後、総合コーディネーター

<保育園の総合性>○日々、日常性、継続性、総合性をもった家庭 生活 労働と日常 密着した関係

<個別化 特別の配慮 援護を必要とする子どもの保育>

○キレル、アレル子どもの対応 ○幼児虐待の早期の発見 通報 保育所の様々な課題があるが、目に見えにくい特質、価値を評価

保育園の果たす役割の明確化と子どもNPOが連携しての新しい子育てシステム

「日本子どもNPOセンター」の果たす役割と具体的な展開
— 2003年の基本方針新澤案—

序 新しい「子育て」「子育て」支援のシステムの幕開け

- (1) 地域の中に支え合い、育てあうシステムの構築
—市民の参加 相互関係の福祉社会を築く—
- (2) 大人の責任の自覚と「新しい子どもの世紀」への幕開け
—企業、大人、社会の責任と参加の福祉社会を築く—
- (3) 保育の第三勢力としての「子どもNPO」としての自覚と努力
—地域の中に子育て支援の小さな基地をたくさんつくりだす—
- (4) 育児の社会化を保育保育園、幼稚園等と連携のもとで新しい子育てシステムをつくり、家庭基盤の充実を図る

1 コンビニエンスストアの数ほど地域に親子の居場所を！

- (1) 街角に子育て支援グループ、家庭保育室、街角の相談お母さんを置く
- (2) 「子育て支援士」の育成と子育て支援リーダー、総合コーディネーターの育成
- (3) 子育て支援を地域展開する保育園、幼稚園も連携したサテライトシステム
- (4) 親同士の相互性、協力性をつくりだし、女性の自立 自己発揮も図っていく。

2 地域の中に子どもの育ちの基地をつくる

- (1) 学校教育の豊かな多様化とNPO法人の学校経営と補助金の確立
- (2) 地域の中に子どもらしい世界の構築
○メディアの侵入、仮想体験 現実体験の尊重 ○子どもの知育偏重に対する
- (3) 大人の子どもへの未来への責任の自覚
○子どもと大人のつながりの確立
○子どもの意見尊重と主役援助
- (4) 「胎児から社会に巣立つまで」の一貫した子育て援助システム
- (5) 子どものいのちを守る 子どもがいのちに触れる運動

3 子ども関係のNPOの連携と社会的な地位（認知）の確保

- (1) 全国に散らばる子ども関係のNPOが連携、結束しての活動、運動の展開
- (2) 情報の発信 社会に対するアピール
- (3) 公益性 公共性の確立 社会貢献を明確にする 第三者評価の実施
評価の前に、まずは「自己点検と自己評価」「運営の指標と努力」「情報の公開」
- (5) 特殊非営利法人の税制問題の取り組み 原則非課税の定着 寄付の免税確立

4 世代間交流としての子育て支援活動

- (1) 高齢者と子ども (2) 小、中学、高校、大学生と乳幼児

5 次世代育成施策との協働的働き

- (1) 次世代育成支援対策推進法案の推進と子どもNPOとの協働
- (2) 老若男女平等社会の推進
- (3) 育児休業 育児休暇を容易に取れる企業文化への働きかけ
- (4) ファミリーフレンドリー企業の推進
- (5) 企業と子育て、子育て事業の協働化

6 人材の育成(子育て支援士・子どもNPOリーダーの育成)

- (1) 子育て支援士講座の開始
子育て支援士の養成と資格付与
- (2) 「日本での日本子どもNPO」の認定資格 自治体資格 国家資格への道
- (3) 地域の中に新たな職業の醸成
専業主婦の無理のない家庭での仕事 定年の男性等の活躍
- (4) 子育て支援士の養成プログラム
 - 3級 ボランティア ベビーシッター
 - 2級 家庭での保育 育児相談
 - 1級 グループ保育のリーダー 子育て支援士の指導
- (5) 子育て支援の専門家、実践者による子育て支援研究会の立ち上げ
 - カリキュラムの検討
 - 講師陣の選定
 - 教材の作成
- (6) 港区 日本子どもNPOセンター 港区の民設民営施設 所長 大日向雅美
「あい・ぼーと」での子育てサテライトシステムの構築
子育て支援士育成講座の開催
 - 港区の子育ての貢献と実験的な試み

7 子育てメッセージと子育てテキストの作成 発行

8 経済的な基盤の確立

次世代育成支援施策の在り方に関する研究会（第3回）

における主な意見

- ・ 近年の状況を見ると、若い世代は経済的に大変だと思う。これでは結婚できないのではないかと感じる。
- ・ ベビーブーム世代の子どもたちが結婚期にさしかかった現在、まず、喫緊の課題として思い切った施策が必要であり、また、その後も中長期的に子育て支援の充実をしていくことが必要。
- ・ 現金給付については効果がわからないが、少なくとも現物給付を充実している北欧は出生率が高い。20代は経済的にきついの話があったが、現在、晩婚化で子育て家庭の中心は30代であり、今の30代は出産し子育てしている家庭なら児童手当などは将来のために貯金してしまう。今、子育て家庭が何をしたいかといえば、保育所の整備ではないか。公設民営や余剰教室活用、駅前保育所の整備等は必要だ。子どもを持ちながら働き続けられるように、待機児童ゼロ作戦を徹底的にやることが重要ではないか。
- ・ 児童手当や在宅育児手当と出生率の関係を示したデータはあるか。また、一時フランスで現金給付を充実したら出生率が上昇したと言われたが、これは実証されているのか。
- ・ 児童手当を支給しても、子育てに使っていないとの資料があったが、これは現在の支給額が低いからかもしれない。地域振興券を連想してしまう。ヨーロッパのように手厚くし、特に、保育所を利用していない人に上乘せするとすると、子育てに使うことになるのではないか。
- ・ 保育か手当かという問題を論じる際には、0歳、1～2歳、3歳以降と分けけて考える必要がある。
- ・ 現金給付と現物給付の間にバウチャーがある。保育キップや子育て支援キップといったバウチャーに関する評価について、諸外国の状況等に関し、その効果と課題について明らかにしたものはあるか。
- ・ 現金給付と現物給付の比較の資料があるが、この資料とは別に縦軸に女性の労働市場

への参加容易度を、横軸に手当の支給額をとったものがある。その資料だと、0才児に関して、現金給付を充実させると女性の労働市場への参加容易度が低くなるといった結果が分かる。これと出生率と比較してみるとおもしろいと思う。

- ・ 不況の折、どうしても現金給付か現物給付かという話になりがちだが、児童に対する給付は、現物給付にせよ現金給付にせよ日本は最低水準なので、少子化と言われる現状を考えると両方必要ではないか。
- ・ 児童手当の制度の目的は、次代の社会を担う児童の健全育成ということであるから、少子化対策が目的ではない。よって、すべての子どもに同じ額支給するべきだろう。
- ・ 資料の中で20代の所得が低いとあったが、年功賃金が崩れる中で、今後、今の20代が30代、40代になったとき現在の30代、40代のような水準が保障されるのか、また、今の50代が年金受給世代になったとき、20代、30代は子育てのための費用と高齢者を支えるための費用を負担しなければならないが、このような中で、子どもを持つと思うだろうか。
- ・ サービスは今まで保育しかなかった。子育て支援サービス（現物サービス）をまず整えていき、整った後で児童手当などを整備していけばよいのではないか。
- ・ 20代の所得と40代の所得の格差は、年功序列賃金の問題のほかに、育児のため片働きとならざるを得ない世代と育児を終え再び共働きとなる世代の差も影響している。
- ・ 現金給付と現物給付の比較の図に関し、現物給付の具体的中身は何か。幼稚園は含まれているのか。現物給付の効果をコストではかるのは難しく、利用者数でみるのが良いかもしれない。ニュージーランドは保育所があまり充実しておらず、プレイグループのような地域型で子育て支援を行っているために現物給付が低く出ていると考えられる。また、保育所に関してのみ言えば、日本においては、ひとりの職員でたくさんの子をかかえており、表面上の投入額に比べ効果は高いのではないか。現物給付の効果については、もう少し慎重に考えるべきだろう。
- ・ 0才、1-2才、3才児で分けて議論する必要があるということだがその分ける趣旨は何か。現金給付について、年齢で分けて差を設けるということか。現金給付について差を設けたとした場合、それが妥当か否かは、その趣旨、目的による。有子世帯と無子世帯との公平性の観点であれば、むしろ、年齢区別をする必要はないということになるのではないか。

- 0才、1-2才、3才児で分けて議論することについては、例えば、0才児の場合、その養育負担は大きいにもかかわらず、ゼロ歳児保育を利用している者の受益に比べ、家庭で育児している者への配慮は不十分であり、児童手当の上乗せを考えてもよいのではと思う。また、1~2才児に関しては、就業支援という視点もある。3才以上児は幼稚園も考慮しなくてはならない。現在の児童手当は、現在、年齢に関わらずフラットに支給されるが、児童福祉はやはり小さい子どもの年齢を区分して考えることが重要だと思う。
- 若い世帯の所得が低いのは、子育てによって離職しているからであり、所得の低い層に手当を支給するというのではなくて、女性が働き続けられる環境作りをサポートすることを考えた方がいいのではないか。
- 一般論としては、女性が働き続けられるようにすることは重要だが、現実として、働き続けられない人がおり、その層が低所得に甘んじている。特に、低所得層の場合、税制上、控除の恩典もないという現実がある。総合的に考える必要があるのではないか。
- 少子化対策という言葉はやめてほしいと厚生労働省に言い続けてきた。次世代育成支援対策という言葉に一本化して欲しい。子どもが生まれるようにする対策よりも、子どもを産み育てることを社会保障として評価することが何より大事だ。すべての子どもが等しく支えられていることを実感できる社会とすることが重要ではないか。
- 女性と年金の議論を見ていると、女性の中において話がまとまらない。近い将来には問題が解決しないのではないかと感じてしまうほどである。こういう経験からすると、親の所得・職業・働き方に中立的な施策を講ずるべきではないかと考える。
- 現金給付と現物給付に関して、現金給付だけでは駄目なことははっきりしているが、現実問題として育児にはお金がかかるので、現金給付ももちろん必要である。現金給付の有効性を疑う人もいるが、親を信じたい気がする。とはいえ、そうした疑問は理解できるので、専業主婦、共働き、双方の子育て家庭にとって、実質的にサービス利用が均展化するのであれば、現物給付中心でもよいと思う。その場合、かなりの子どもが幼稚園を利用している現状を考えると、幼稚園まで射程にいれないと、すべての子どもを等しく支援することにはならないのではないか。
- 児童手当と扶養控除の関係整理は、重要な論点であることは間違いないが、これだけでは子どもを持つ家庭相互間の調整にとどまってしまうという課題が残る。

- ・ 中長期と当面の問題があり、保育と手当が充実してきた段階での公平とそれ以前の段階での公平は違うのではないか。例えば、ゼロ歳児は、働いて給料をもらっている保育利用者と在宅で育児をしている非利用者の中で格差がある。児童手当という手段かどうかは分からないが、現金給付を3万円でも支給すれば0才児を持つ家庭には若干の光明がでてくるのではないか。
- ・ 現場の声を聞いていると親の養育力が落ちていることを痛切に感じる。親育てというのが、子どもを自信を持って育てることができるようスキルを伝授していくことが必要であり、特に0歳を持つ親の場合は、育児休業を含めて大多数が在宅にいることもあり、0歳児をターゲットとしたサービスを考えてみるべきではないか。
- ・ 現状においては、働いている女性と家庭で子育てをする女性の間で、また、保育所利用者と非利用者の中で意見の対立がある。したがって、現金給付と現物給付については、どちらか決めないでどちらも選べるようにするべきではないか。
- ・ 財源については、例えば、児童手当は3才以上の場合、税が財源となっている。制度創設当初における次代の労働力確保の理念が、制度が発展したら税が財源となり、異なってきたのではないか。
- ・ 社会保障給付費に占める児童・家庭関係給付費の低さは問題。かつては地域で子育てをしており、高齢者も子育ての役割を担っていたが、現在は、核家族の増加で親だけで子育てを担っている家庭が多い。このような家族内の機能の変化に伴い、社会保障給付費の組み替えを行う必要があるのではないか。
- ・ 現在は地域子育て支援の必要性が認識され、さまざまな試みがそれぞれの地域の視点で幅広く行われている状況であるが、その際、子育てについて、どこまでが税金を使う公助で、どこまでが地域ないしは社会保険によって担われる共助で、どこからが親自身の責任の自助なのかを検証していく必要があると思う。この点については、地域ごとにあまりバラバラにならないよう、国が一定程度の方向性を示す必要があるのではないか。
- ・ 保育所の合理化、効率化が言われるが、具体的にどういう形でどこを効率化していくかについて方向性が十分練れていないのではないか。保育所には現在、子どもの育ちの応援等に関して専門性とノウハウがあり、それをどのように活かしていくかという方向で考えるべきではないか。また、育休をしっかりと1年とり、保育所の1歳児クラスに確実に入園できるよう保育と働き方との連携も重要。

- 女性は、今後社会の担い手になることが必須であり、また、子育て中の母親の潜在的な就労の希望も高い。このような女性の能力を労働市場で活かすことは日本の今後の課題。それに伴い、保育ニーズの高まりが予想されるが、財源について、税だけに頼るのではなく、例えば、ゼロ歳児保育は、企業や組合からの負担を求め、また、就学後は時短が切れることもあり放課後児童クラブの財源を企業に担ってもらおうということも考えられるのではないか。
- 社会保障は公的に充足すべきニーズに対し給付するものであり、単に高齢者関係給付費と児童家庭関係給付費を比較して「給付費のバランスが悪い」というのでは説得力がない。むしろ、「高齢者のニーズは満たされているが児童は満たされていない」という言い方の方が説得力があるのではないか。
- 保育所利用者と非利用者の公平の議論があるが、保育所利用者にとっては保育のニーズという明確なものがあるが、在宅での子育てをする人のニーズは何かについてよく考えてみる必要がある。子育ての負担というより低所得であること、つまり、共働きをやめざるを得ないという就労の問題ではないか。公平性という観点からみると、0歳、1～2歳、3歳以上と区分して議論するのではなく、6歳まで射程を広げて議論すべきではないか。現金給付の拡充を図るのであれば、その趣旨、目的を明確にし、国民に納得してもらうことが必要である。
- 保険制度は拠出に対して給付を見込めることが前提。給付を受けることが見込めない高齢者を被保険者として保険料を徴収するというのは、保険という形では無理があるのではないか。むしろ、高齢者を含め次世代育成支援のために負担してもらうためには別の仕組みが必要ではないか。
- 待機児童の解消に関しては顕在化しているニーズだけでなく、潜在ニーズもある。保育サービスを整備すれば、さらにそのニーズが増大していくという動的なものだということを前提に議論することが必要。負担を考える上でも、潜在的なニーズを解消していくと、今度は、負担の担い手が増えるという動的な関係にあることを考えることが必要ではないか。
- 児童家庭施策に関する財源を考える際に、一般的な子育て支援の部分といわゆる福祉の部分に分けて考えてみると、現状は、前者がポロポロになっており、0～2歳を対象にして地域子育て支援のサービスを作らなければならない状況にあり、後者については、一般化しつつある保育を前者に大部分移動させて、他方、非課税世帯等の低所得層やネ

グレクト・虐待などを引き起こす層への対応をしっかりとやっていかなければならない状況にある。前者については、社会連帯の考え方を中心に、「共助の仕組み」によって再構築をしていくべきではないか。

- ・ 財源の問題以前に、育児の社会化という考え方について、基本的コンセンサスを得ることが重要ではないか。この点についてコンセンサスが得られれば財源の問題も決まってくるのではないか。
- ・ 保育所で子育て支援のすべてを引き受けるにも限界ある。地域で相互的に子育てを行う組織が大事。子育てNPO等の自主支援サークルは共同意識の醸成や親の育児力低下を防ぎ、財源の有効活用になる。財源を含め制度の在り方を考える際には、保育所はもちろんだが、自主支援サークルの意見も聞いて欲しい。
- ・ 児童関連給付を増やす場合、税では何に使われるか分からないので合意を得にくいのではないか。現実論として考えると、介護保険のように社会保険を活用し、税も活用して次世代育成支援を行う方がサービスを伸ばしていけるのではないか。ただし、税も活用する。保育についても現状のように税だけでなく、事業主負担、さらには本人負担を求めてもいいのではないか。介護保険をつくる前に日経連が実施したアンケートにおいても、福利厚生が会社内でできるかという問に対し、それは無理であり、社会化することが必要と言う結果がでていた。
- ・ 財源の問題を考える際に、従来のように「保育に欠ける」からとか、何かに欠けるから支援するんだという説明ではなく、「日本社会全体の問題として提起して何らかの手厚い対策を考えていかなければならない」という方が説得力があると思う。そのための負担は、国も、地方自治体も、企業も、働く人も考えるようにしていくことが必要。
- ・ 年金課税の見直しや人的控除の見直しなど税制改正に伴って生じた財源を子育て支援に回すというような視点も、いろいろと難しい課題もあるが、考えていくべきではないか。
- ・ 単体の育児保険は被保険者を誰にするかを考えると難しい。ただし、国民年金に育児給付部門として設けるのであれば可能性がなくなるのではないか。
- ・ (将来、高位推計でも児童数の減少に伴って次世代関連給付は減少するとの見通しがあつたが、) ニーズの中には潜在的なニーズのほかに、顕在化しているニーズの中にも、現在、社会的に対応している部分と対応していない部分があるように思う。保育所など

の現状を考えると、現在の人的資源も含めた子どもが育つ環境、子育ての環境は十分かどうかについて考えていく必要があると思われる。

- ・ 児童手当は、かつては貧困を解決するための制度であったが、貧困解決という要素が薄くなった現在においては、むしろ若い家庭は子どもを持つと生活水準が相対的に低下するので、そのニーズを充足するものだと理解すればよいのではないか。
- ・ 出産育児一時金にせよ、育児休業給付にせよ、出産や育児を保険事故と位置づけてきた。しかし、これらは本体の医療や失業に付随するものとして考えられてきたと推察され、育児保険そのものを単独で制度化するのは難しいかもしれない。ただ、共助という視点から考えれば、社会保険の本質は拠出制であり、目的税との違いは拠出しない者には給付しないとする点である。育児支援負担金という形で負担を求め、負担しない者には給付制限するという制度を設ければ、それは広い意味での保険的なものだろう。
- ・ 現状をみると、事業主は、負担について理解を求めることが難しい状況だが、目に見える形で国民ひとりひとりが負担していく制度とすることによって、事業主にも理解を求めていくことができるのではないか。

次世代育成支援の在り方に関する研究会委員と保育所関係者との意見交換会 【概要】

○日時：平成 15 年 5 月 22 日

○場所：江東区子ども家庭支援センター会議室

○出席者

・研究会委員

新澤委員、杉山委員、鈴木委員、武石委員、栃本委員、堀委員、山縣委員、山崎委員

・保育所関係者

伊澤昭治氏（五反田保育園園長）、門倉文子氏（なでしこ保育園園長）、高橋紘氏（至誠第二保育園園長）、遠山洋一氏（バオバブ保育園小さな家園長）

○主な意見

【保育所が現在果たしている役割について】

・保育所の役割は以下の 4 点ではないか。

①子どもの育ちの基盤である家庭を支える生活支援の施設。

②親の就労、社会的活動を支える施設。

③子どもの生育を保障する施設。

④子どもを中心に地域の人々との触れ合い・助け合いの場。地域福祉の拠点施設。

・保育所は、日々子どもを受入れ、親と接触することにより日常的に家庭を支えている。

また、児童相談所、母子相談員との連携も取っており、保育所が果たす役割は大きい。

・家庭における子育てが困難な事例への対応については、養護施設や児童相談所等の役割が大。養護施設や児童相談所との連携が必ずしもうまくいってない現状がある。

・保育所では自然に生活リズムが身に付く。他者との関係、生活面での継続性など保育所には目に見えない力がある。保育所には生活習慣を身につける力や教育力がある。

【保育所と子育て支援について】

・保育所は単に子を預ける場でなく、次世代育成支援の拠点として捉えるべき。併せて保育所側の自己改革も必要。

・保育所が家庭における子育てが困難な事例についてケアをする機能を有することは、待機児童解消という課題の下、入所児童への対応で手一杯であり、かつ、人員やスペースの面から限界があり、現状では難しい。

・家庭における子育てが困難な事例については、現行でもできる範囲で保育所も取り組んでいる。一方で、こうした機能を担うことには荷の重さを感じる。

・保育所における子育て支援は、保育所入所児童の親を育てること。家族援助の手法により親を育てること。

- ・親子が一緒に関わることで親も成長する。親が成長するための場が必要。
- ・保育所は児童をしっかりと保育することが基本だが、加えて親同士の交流・コミュニケーションの場を提供し、親に手を差し伸べることも重要。
- ・保育所が子育て支援まで十分に出来ているかと言えば現実にはそうではない。家庭に問題のある子ども、要援護児などは専門分野の人材でないと対応できない。
- ・保育士も専門性を高めることが必要。そのためには、長く在籍することが必要であり、運営補助の面で、制度的に保育士が長く在籍することを可能とする仕組みが必要。

【認可保育所と認可外保育施設・地方単独施策について】

- ・認可外保育施設に預けている家庭を含め、全ての子育て家庭に対する支援をどう考えるかについては、認可保育所を設置しやすくすることが必要。
- ・少子化に伴い、いずれは保育需要が減少することからすれば、保育所から撤退しやすい仕組みを構築することも重要。
- ・現状では、認可外保育施設は、臨時的・緊急的に預けることができる施設、夜間保育に対応する施設といった棲み分けがある。
- ・認可保育所は児童福祉を実現する場であり、ただ児童を預ければよいということではない。児童福祉法施行規則には最低基準を理由に設備運営を低下させてはならないとあり、むしろ高める努力をしなければならない。地方単独施策等においては、現行の最低基準さえ遵守していればよいという考え方が見られるが、これは児童福祉法の趣旨に反した考え方ではないか。
- ・地方単独施策は、多くの待機児童がいる中、認可保育所で受け入れられない児童の受け皿としては意義があると考えるが、最低基準を緩和してもよいということにはならないのではないか。

【保護者と保育所との関係（直接契約制の是非等）】

- ・利用者の選択に委ねる、自由競争の中で効率のみを高めていくことには不安を感じる。自治体の財政難、規制改革の流れの中で保育の効率化だけが優先されることに危惧。
- ・市町村を通して入所させる現行の仕組みは、保育に従事者する者に「公の仕事」をしているという認識を高める効果がある。
- ・直接契約については、親・施設共に責任を負うという点では、意義があるとも考える。ただ、直接契約であっても福祉的な措置が必要な人（母子家庭の児童等）を救う仕組みは必要ではないか。

【働き方の問題について（0歳児保育と育児休業、長時間保育等）】

- ・保育所側としては延長保育が残業奨励になっていないかといったの矛盾を感じることもあるが、基本的には親の意向に沿うことを考えている。
- ・長時間保育については、最近の研究では保育の質が成長に大きな影響を与えるという

意見が大勢。家庭で育てても親の保育の質が悪ければ良い成長は保障されない。

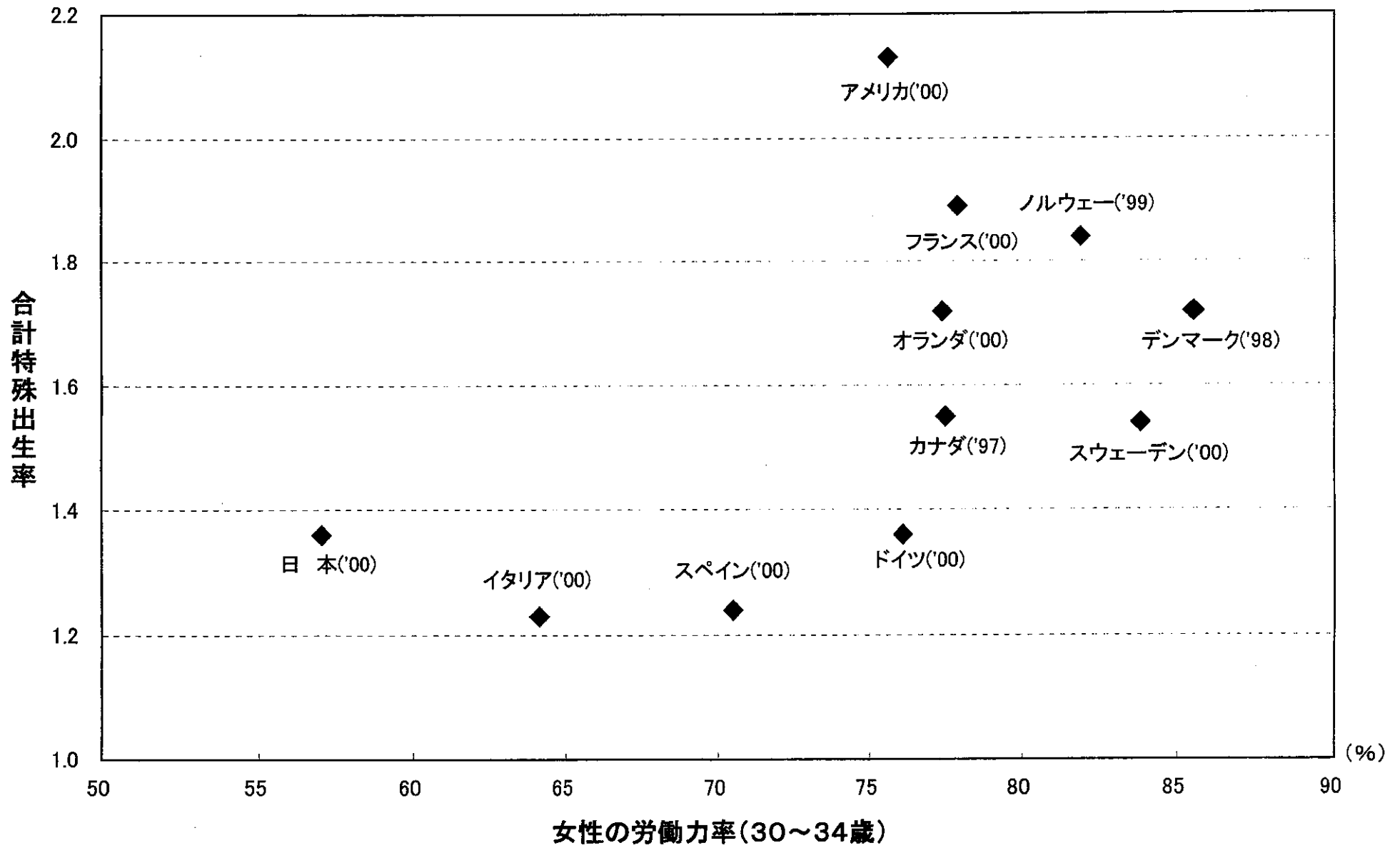
- ・長時間保育については、児童のことを考えれば保育時間は短縮する方向が望ましい。むしろ勤務時間短縮や育児休業制度で解決すべき問題ではないか。一方、子育て経験のない親への支援としての0歳児保育は必要ではないか。
- ・長時間保育が児童に与える影響については、統計はないものの、夕方になり徐々に子どもの数が減ってくると不安がる児童、泣いてしまう児童がいることは事実。精神面では、長時間保育はあまりよくないのではないか。
- ・親の養育力の問題があるように考える。例えば、育児休業中であっても十分に養育できていないような事例が見られる。育児休業中の母親をケアする仕組みが必要ではないか。

【その他】

- ・過疎地の自治体など「保育に欠ける」児童が少なく、既存の認可保育所を維持できない地域がある。
- ・幼稚園を保育所に転換する議論について、調理室の問題、スタッフの経験（乳児保育等）を勘案すれば現実的かどうかについては疑問がある。

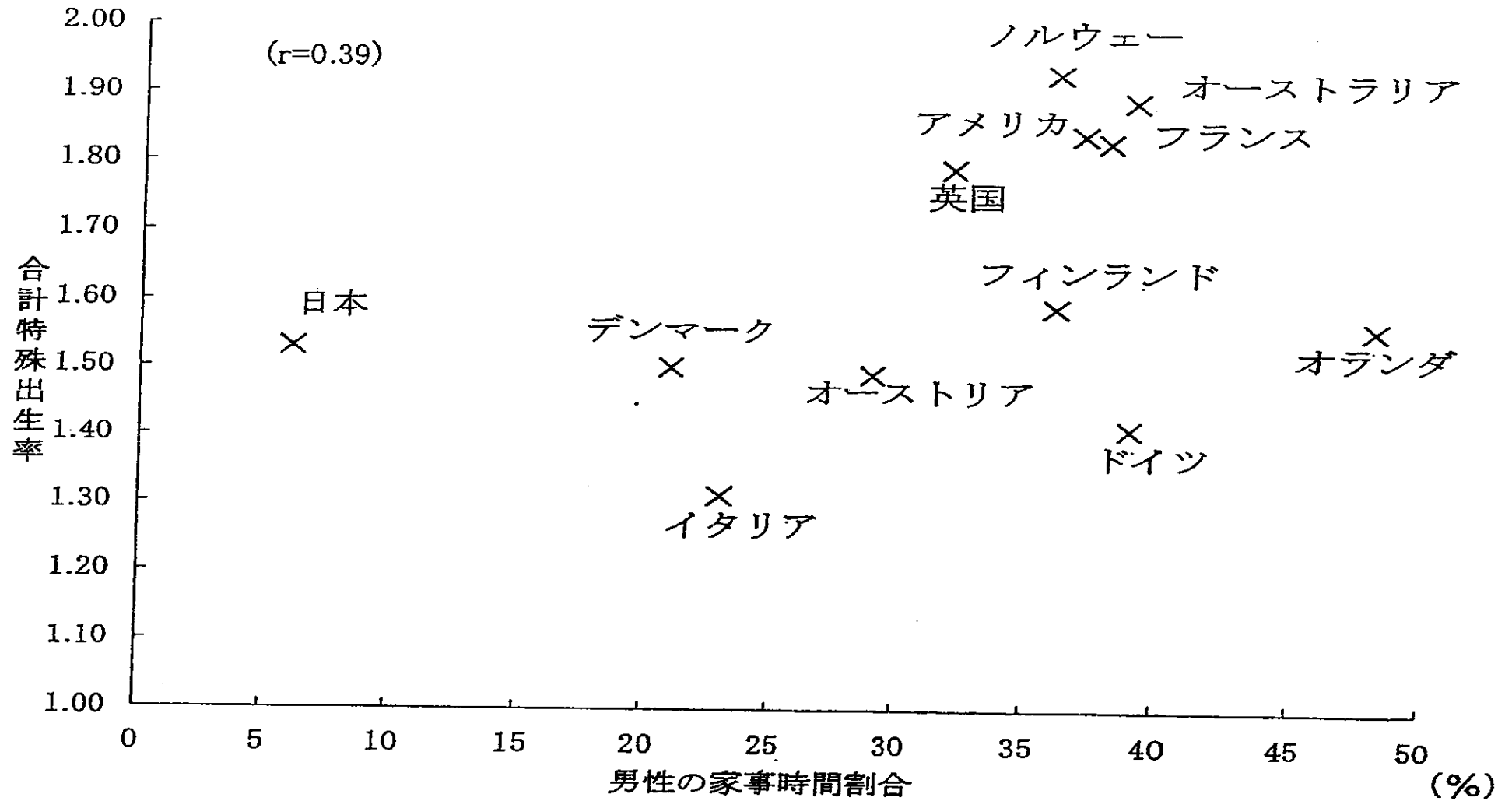
女性の労働力率と出生率の相関

資料 7



資料:人口統計資料集(2003年版)

先進諸国における男性の家事時間割合と出生率(1995年)



(資料) UNDP, Human Development Report 1995, 1995. 総務省統計局『平成3年社会生活基本調査報告書第1巻』1992.
 (注) データ年次は各国の調査年次が異なるため1985-92年にまたがる。